

群馬県土砂等による埋立て等の規制 に関する条例のあらまし

(平成25年10月1日施行)



- 有害な物質で汚染されている土砂等による埋立て等を禁止します
- 面積が3,000㎡以上の埋立て等を行おうとするときは、原則として知事の許可が必要です

◇このリーフレットの用語の意味

「土砂等」 土砂および土砂に混入し、または付着した物

「埋立て等」 埋立て、盛土、その他の土砂等の堆積

「特定事業」 土砂等による埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、または採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、その区域の面積が3,000㎡以上であるもの

群馬県

1. 条例制定の背景

近年、建設工事に伴い排出された土砂等による埋立て等について、周辺地域の住民から有害な物質の混入や堆積された土砂等の崩落を心配する声が増えています。

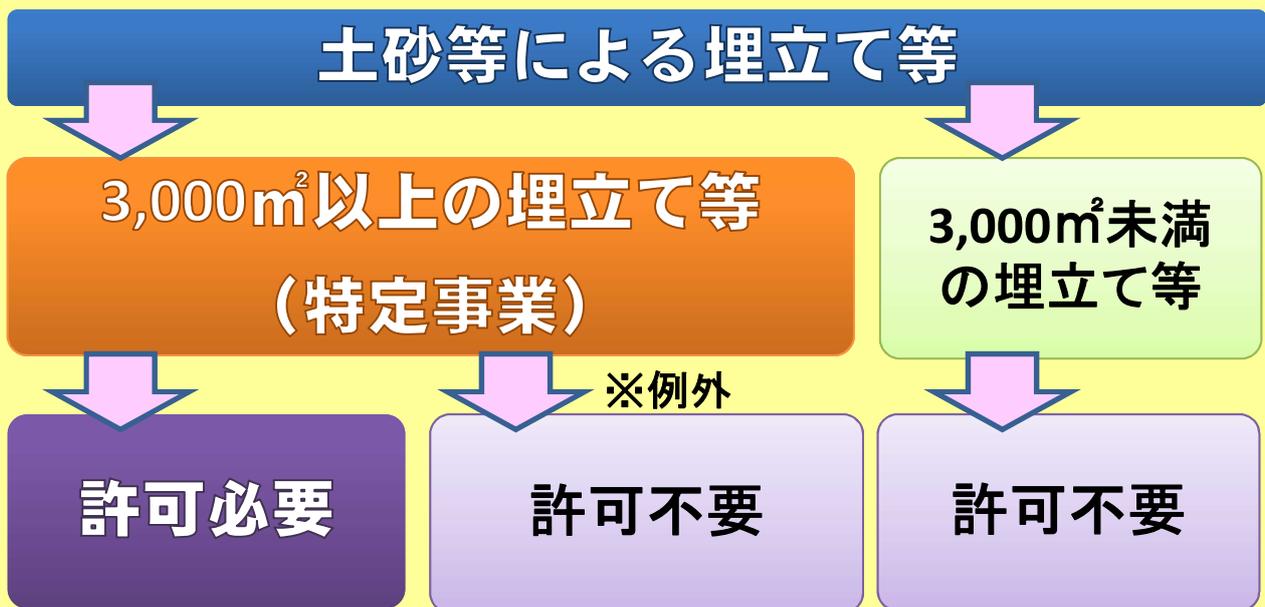
そこで、群馬県では、生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止するため、土砂等による埋立て等を規制する条例を制定しました。

2. 禁止される埋立て等とは？

土壌基準に適合していない土砂等による埋立て等を行ってはなりません。なお、「土壌基準」とは、環境基本法で定められている土壌の汚染に係る環境基準であり、有害な29項目の物質の濃度の基準です。

3. 許可が必要な埋立て等とは？

特定事業を行おうとする事業者は、特定事業を行おうとする区域ごとに、原則として知事の許可を受けなければなりません。



※例外的に許可が不要なもの

- 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、その事業を行う区域から排出され、または採取された土砂等によるもの
- 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等による埋立て等(委託し、または請け負わせて行うものを含む)
- 法令等の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの
- この条例もしくは法令等またはこれらに基づく命令その他処分による義務の履行に伴う埋立て等
- 災害復旧時の応急措置および通常の管理行為として行う土砂等による埋立て等

※3,000m²未満の場合は、知事の許可は不要ですが、市町村の条例により、市町村長の許可または市町村長への届出を要する場合があります。

※3,000m²以上の場合であっても、一部の市町村では市町村長が特定事業の許可を行う場合があります。

4. 特定事業の手続きの流れ

許可申請

所定の申請書に関係書類を添付して提出してください。
新規の許可申請には**53,000円**の手数料がかかります。
(特定事業の変更の許可申請には**36,000円**の手数料がかかります。)

【法人申請の場合の主な添付書類】

- 位置図・見取図 ○法人の登記事項証明書
- 法人の役員の住民票の写し ○資金調達計画書
- 直近3年分の決算関係書類 ○納税証明書 ○土地の登記事項証明書、公図
- 土地利用権原を証する書類 ○土地の所有者の承認書 ○施工計画書
- 周辺地域の生活環境の保全および災害の発生の防止に関する計画書
- 施工管理者の住民票の写し ○土砂等の排出から埋立て等までのフローシート
- 現況平面図、断面図、面積計算書 ○計画平面図、断面図、雨水排水計画図
- 予定容量計算書

審査

事業を適確に行うに足りる経理的基礎を有するか、欠格事由に該当していないか、施工計画が技術上の基準に適合しているかなどを確認します。

許可

許可基準に適合しているときは、許可をします。
なお、生活環境保全・災害発生防止の見地から、許可に条件を付し、および条件を変更することがあります。

事業開始

事業開始後は以下の手続き等が必要です。

【標識の掲示】

公衆の見やすい場所に特定事業である旨の標識を掲示する。

【土砂等の搬入の事前届出】

土砂等を搬入する際は、①排出場所ごとに、および②同一の排出場所から搬入する量が5,000m³を超えるごとに、搬入しようとする日の10日前までに知事に届け出る。
届出には土砂等の排出元証明書および土壌検査証明書を添付する。

【車両の表示】

土砂等を搬入する車両には、その旨を表示し、または表示させるよう努める。

【帳簿の記載】

搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3か月ごとに知事に報告する。

【土壌検査・水質検査の実施】

6か月ごとに、または搬入された土砂等の量が5,000m³を超えるごとに土壌検査を実施し、排水がある場合はその水質検査も実施し、検査実施後1か月以内に知事に結果を報告する。(検体試料の採取には県の担当職員が立ち会う)

【変更許可申請・軽微変更届】

事業内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、変更許可を申請する。
軽微な変更を行ったときは、14日以内に知事に届け出る。

事業完了

事業を完了し、または廃止したときは、10日以内に知事に届け出てください。県の担当職員が現地を調査し、施工計画に適合しているかなどを確認し、その結果を通知します。

5. 土砂等を排出する事業者の方へ

土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等が拡散するのを防止するよう努めるとともに、排出する土砂等による埋立て等が適正に行われるように、埋立て等を行う事業者に協力してください。

6. 土地の所有者の方へ

埋立て等を行う事業者に自分の土地を提供するときは、土壌の汚染や災害を生じさせるおそれがないことを十分確認した上で提供してください。また、埋立て等の状況を十分把握し、異常や不審な点に気づいたら、直ちに県に通報してください。

7. 特定事業の許可を取り消すことがあります

- 改善命令、事業停止命令または措置命令に違反した場合
- 偽りその他不正の手段により特定事業の許可または変更許可を受けた場合
- 許可を受けた事業者が、暴力団関係者など欠格事由に該当した場合
- 特定事業の内容を許可を受けずに変更した場合
- 搬入禁止命令に違反した場合

8. 刑罰が科されることがあります

- 措置命令違反、無許可事業、無許可変更
→2年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 搬入禁止命令違反、改善命令違反、事業停止命令違反
→1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 搬入事前届出義務違反、地位承継届出義務違反、帳簿記載義務違反、帳簿記載事項定期報告義務違反、土壌検査・水質検査結果報告義務違反、報告徴収応答義務違反、立入検査忌避
→50万円以下の罰金
- 軽微変更届出義務違反、特定事業完了等届出義務違反、書類等保存義務違反
→30万円以下の罰金

問い合わせ先 申請書・届出書提出窓口

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県庁16階 南フロア
電話 027-226-2865 (直通)
FAX 027-223-7292